

# 郡山市における 「価格通知書」の取扱い 変更に関するお知らせ

福島地方法務局と郡山市間において、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知が平成23年4月1日から電子化されました。

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、郡山市長が交付した「価格通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局郡山支局へ提出していただいていたおりましたが、電子化に伴い以下のとおり手続き等が一部変更となりました。

- ✦ 郡山市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、郡山市長が交付しておりました「価格通知書」は平成23年4月1日から廃止されました。
- ✦ 「価格通知書」に代わるものとして、「固定資産税・都市計画税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、郡山市長が発行する「評価額証明書（1納税義務者250円）」又は「名寄帳（1納税義務者250円）」等の添付が必要となります。
- ※ 「評価額証明書」、「名寄帳の写し」の請求方法等につきましては、郡山市役所資産税課（Tel024-924-2091）までお問い合わせください。
- ✦ 登記申請をされる際には、「固定資産税・都市計画税課税明細書」、「評価額証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。
- ✦ 未評価の土地につきましては、福島地方法務局郡山支局登記部門において、近傍土地の評価等の情報を提供します。法務局窓口で請求用紙をお渡ししますので、お申し出ください。

平成23年4月

福島地方法務局

Tel024-534-1111（代表）